

目 次
(追加提出議案)

令和5年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第76号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第77号	令和5年度箱根町一般会計補正予算(第5号)

議案第 76 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 95 号）が令和 5 年 7 月 20 日に公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 中「及び第 17 条の 7」を「、第 17 条の 7 及び第 17 条の 8」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 11 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 13 条の 6 の 2 中「及び第 17 条の 7」を「、第 17 条の 7 及び第 17 条の 8」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 13 条の 7 中「第 17 条の 4」の次に「及び第 17 条の 8」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 16 条第 1 項中「発生し、又は一世帯」を「発生し、一世帯」に、「増加若しくは」を「増加し、若しくは」に、「第 29 条の 7 第 2 項」を「第 29 条の 7 の 2 第 2 項」に、「又は第 13 条の 8」を「若しくは第 13 条の 8」に改め、「第 17 条の 4 第 1 項各号」の次に「(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第 2 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号」を「、第 17 条の 7 第 1 項（同条第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 13 条若しくは第 13 条の 5 の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額若しくは第 17 条の 7 第 2 項第 1 号（同条第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第 17 条の 8 第 1 項各号若しくは第 2 項各号（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「発生し、又は被保険者数」を「発生した日、被保険者数」に、「なくなった日又は」を「なくなった日若しくは」に改め、同条第 2 項中「又は第 13 条の 8」を「若しくは第 13 条の 8」に改め、「若しくは

同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号」を「、第 17 条の 7 第 1 項に定める第 13 条若しくは第 13 条の 5 の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額若しくは第 17 条の 7 第 2 項第 1 号に定める額若しくは第 17 条の 8 第 1 項各号若しくは第 2 項各号」に改め、「月割り」を「月割」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項第 1 号中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 17 条の 7 第 1 項及び第 2 項第 1 号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 17 条の 8 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 当該年度において、第 17 条の 4 の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 17 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の区分に応じてそれぞれ当該各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 3 第 13 条第 2 項の規定は、第 1 項各号及び前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第 13 条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
 - 4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。
 - 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 3 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第 17 条の 9 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条の8の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第77号

令和5年度箱根町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度箱根町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,745,434千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月12日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		483,306	133,693	616,999
	10 国庫補助金	243,547	133,693	377,240
歳入合計		12,611,741	133,693	12,745,434

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		1,883,411	133,693	2,017,104
	05 社会福祉費	1,230,984	126,043	1,357,027
	10 児童福祉費	651,852	7,650	659,502
歳出	合計	12,611,741	133,693	12,745,434

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	緊急支援給付金給付事業	125,443千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	483,306	133,693	616,999
歳入合計	12,611,741	133,693	12,745,434

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
73 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	0	133,693	133,693
計	243,547	133,693	377,240

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 民生費	1,883,411	133,693	2,017,104	133,693	0	0	0
歳出合計	12,611,741	133,693	12,745,434	133,693	0	0	0

節		説明
区分	金額	
05 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	133,693	05 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 133,693

3 歳出

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 社会福祉総務費	376,851	125,443	502,294	125,443	0	0	0
10 心身障がい者福祉費	334,936	600	335,536	600	0	0	0
計	1,230,984	126,043	1,357,027	126,043	0	0	0

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	156,516	7,650	164,166	7,650	0	0	0
計	651,852	7,650	659,502	7,650	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	839	05-19-01 緊急支援給付金給付事業追加……………	125,443
10 需用費	88	03-01 職員手当等追加	839
11 役務費	736	10-01 消耗品費追加	88
18 負担金補助 及び交付金	123,780	11-01 役務費追加	736
		18-01 負担金追加	1,000
		18-91 交付金追加	122,780
10 需用費	5	05-01-01 在宅重度障がい者等支援事業追加……………	600
11 役務費	93	10-01 消耗品費追加	5
19 扶助費	502	11-01 役務費	93
		19-01 扶助費追加	502

3 職員手当等	44	05-29-01 子育て世帯応援給付金給付事業追加……………	7,650
10 需用費	47	03-01 職員手当等追加	44
11 役務費	59	10-01 消耗品費追加	47
18 負担金補助 及び交付金	7,500	11-01 役務費追加	59
		18-91 交付金追加	7,500

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	3	-	25,980	11,856 (4.5)	-	7,987	45,823	6,477	52,300	
	議 員	13	49,224	-	22,151 (4.5)	-	-	71,375	14,251	85,626	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	34,007	-	7,987	152,058	30,088	182,146	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,856 (4.5)	-	7,987	45,823	6,477	52,300	
	議 員	13	49,224	-	22,151 (4.5)	-	-	71,375	14,251	85,626	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	34,007	-	7,987	152,058	30,088	182,146	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	501	208,066	1,341,308	1,088,019	2,637,393	464,516	3,101,909	
補正前	501	208,066	1,341,308	1,087,136	2,636,510	464,516	3,101,026	
比 較	0	0	0	883	883	0	883	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	31,317	-	55,573	323,538	241,607	42,559	2,063
	補正前	31,317	-	55,573	323,538	241,607	42,559	2,063
	比 較	0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,476	123,657	33,413	2,583	16,120	214,113
	補正前	1,476	122,774	33,413	2,583	16,120	214,113
	比 較	0	883	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当等	883	緊急支援給付金給付事業 子育て世帯応援給付金給付事業	839 時間外勤務手当 839千円 44 時間外勤務手当 44千円	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	147	208,066	—	33,125	241,191	31,497	272,688	
補正前	147	208,066	—	33,125	241,191	31,497	272,688	
比 較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。